

## ◎新潟県告示第879号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書きの規定により、乙及び二貫寺の森（旧名称：里のこどもの国）鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成28年8月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 1 乙鳥獣保護区

#### (1) 区域

胎内市乙地内の市道乙門前通・乙バイパス線と主要地方道新潟新発田村上線（県道3号線）との交点を起点とし、ここから主要地方道新潟新発田村上線（県道3号線）を南西に進み、大出・富岡の両集落を経て旧胎内橋に至る。ここから逆水川左岸を南西から北西に進み林に至る。ここから林縁沿いに日本海に向かって進み国道113号を横切り飛砂防備保安林に至る。同保安林の南西端から北西に進み海岸線に至る。ここから同海岸線を北北東に荒井浜を経て約4,000メートル進み、株式会社ナカショクに通じる農道に至る。ここから同農道を東に進み市道乙・桃崎浜・海老江線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道乙門前通・乙バイパス線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

#### (2) 鳥獣保護区の存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

#### (3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

##### ア 指定区分

森林鳥獣生息地

##### イ 指定目的

当該地域は広葉樹林、針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、オオタカ、ハヤブサなどをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

##### ウ 管理方針

定期的に巡視を実施することにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

### 2 二貫寺の森鳥獣保護区（旧名称：里のこどもの国鳥獣保護区）

#### (1) 区域

上越市大字上真砂地内の飯田川右岸と水管橋との交点を起点とし、同河川を右岸に沿って下流に約1,750メートル進み下百々地内の同河川に流入している排水路に至る。ここから同排水路を上流に約750メートル進み県営担い手育成基盤整備事業「上江保倉地区」の地区界沿いの下百々にある農道に至る。ここから同農道に沿って南に約480メートル進み、同農道を「上江保倉地区」沿いに東に折れ約450メートル進み、起点と結ぶ内部一円とする。

#### (2) 鳥獣保護区の存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

#### (3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

##### ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

##### イ 指定目的

当該地域は、市街地周辺に残された樹林湿地帯であり、多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察および保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

##### ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。